

## 芦屋町交際費支出基準

平成21年4月1日施行

改正 平成22年4月1日

芦屋町交際費支出基準（平成15年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この基準は、行政の円滑な執行を図り、かつ対外的な折衝のために公用として支出する交際費について、一定の基準を定めるものとする。

（支出先）

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- （1）町の事務事業と密接な関係にあるもの
- （2）町政の伸展に功績があったもの
- （3）災害、事故等にあったもの
- （4）町長が特に必要と認めたもの

（支出区分）

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができるものとする。

- （1）会費 会費制により開催される懇談会、祝賀会等の参加に係る経費
- （2）祝金 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- （3）協賛金 各種大会等の開催の協賛に係る経費
- （4）激励金 全国大会等に出場する団体及び個人の激励に係る経費
- （5）弔慰金 葬儀等における生花、供物、香典等に係る経費
- （6）見舞金 病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費
- （7）その他 その他町政の運営において、支出することが適当と認められる経費

（支出基準）

第4条 前条各号に規定する支出区分に応じた支出基準は、別表1のとおりとする。

（改正）

第5条 この基準については、社会経済状況等の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

（その他）

第6条 この基準により難い事例が生じた場合は、別途協議のうえ支出するものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

支出区分	支出条件又は対象者		金額等	備考	
1 会費	町長又は町長代理が出席する場合並びに副町長が出席する場合		会費相当額		
2 祝金	総会又は祝賀会等で会費制でない場合		1万円以内		
	その他町長が必要と認めるもの		3万円以内	叙勲・褒章は別途協議	
3 協賛金	町費からの助成又は補助がなく、公益性が認められるもの		適宜対応		
4 激励金	町費からの助成又は補助がなく、芦屋町民が全国大会以上に出場する場合		3万円以内		
5 弔慰金	死亡	特別職	現職の常勤特別職、教育長及び議会議員本人	3万円・生花	常勤特別職...町長・副町長・モーターボート競走事業管理者・助役・収入役
			上記の配偶者、父母、子	1万円・生花	
			前、元職の常勤特別職、教育長及び議会議員本人	1万円・生花	
			現職の特別職本人	3万円・生花	教育委員・監査委員・農業委員会委員
			上記の配偶者、父母、子	1万円・生花	
			前、元職の特別職本人	1万円・生花	任命する委員...人権擁護委員・民生委員・行政相談員
			その他の特別職及び任命する委員本人	1万円	
			上記の配偶者	1万円	
		現職の消防団長本人	3万円・生花		

			上記の配偶者	1万円	
			現職の消防団副団長、分団長、副分団長本人	1万円	
			上記の配偶者	1万円	
			現職の消防団員本人	1万円	
	一般職	本人		3万円・生花	
			上記の配偶者、父母、子	1万円	
	国会議員、県議会議員	本人		1～3万円・生花	対象範囲については、町長が必要と認めたもの
	会議員	上記の配偶者		1万円	
	他市町村	市町村長、副市町村長本人		1～3万円・生花	
			上記の配偶者	1万円	
	区長	本人		1万円・生花	
	その他	町への多大なる貢献者		1万円・生花	
		その他町長が必要と認めたもの		1～3万円・生花	
	初盆	町長が必要と認めたもの		5千円～1万円	
	その他			適宜対応	
6 見舞金	入院等、町長が必要と認めるもの			5千円～1万円	
7 その他	町長が必要と認めるもの			適宜対応	